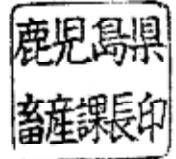


畜 第 7 8 2 号
平成30年10月23日

公益社団法人 鹿児島県トラック協会 様

鹿児島県農政部畜産課長



旅客の携帯品からのアフリカ豚コレラウイルス遺伝子検出に伴う飼養衛生管理基準遵守の再徹底について（依頼）

日頃から、本県の家畜衛生対策への御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

このことについて、別添の平成30年10月22日付け30消安第3691号により農林水産省消費安全局動物衛生課長から通知がありました。

アフリカ豚コレラは、口蹄疫と同様に家畜衛生上極めて重要な越境性動物疾病であり、平成19年以降、ロシアや欧州において発生が継続していましたが、本年8月3日には中国の遼寧省の養豚場で初めて本病発生が確認され、現在も発生地域が拡大しているところです。

このような中、今般、動物検疫所において、中国から我が国に到着した旅客の携帯品から収去した畜産物（豚肉ソーセージ）から、アフリカ豚コレラウイルスの遺伝子が検出されました。本病の発生が確認されている近隣諸国と我が国との間では人や物の往来が盛んであり、ウイルスに汚染された畜産物、衣服・靴、器材、厨芥残渣等を介して、本病が我が国に侵入するリスクは極めて高い状況にあります。

ついては、豚及びいのししを所有する傘下会員等に対し、飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導するとともに、特に生肉を含む、又は含む可能性がある飼料を給与する場合は、加熱処理（摂氏70度以上で30分間以上又は摂氏80度以上で3分間以上）が適切に行われたものを用いるよう、改めて周知及び御指導をお願いします。

<農林水産省ホームページ：家畜伝染病の発生に関する情報>

アフリカ豚コレラ

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html>

<県から家畜伝染病発生情報等の随時発信しています。メールマガジン「かごしま畜コミ・インフォ」>

<http://www.pref.kagoshima.jp/ag07/sangyo-rodo/nogyo/tikusan/topics/kagoshima-chiccomi.html>

家畜衛生係 米丸・平島
TEL 099-286-3224
FAX 099-286-5599



写

30 消安第 3691 号

平成 30 年 10 月 22 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

旅客の携帯品からのアフリカ豚コレラウイルス遺伝子の検出に伴う飼養衛生管理基準遵守の再徹底について

アフリカ豚コレラに係る防疫対策については、本年 8 月 3 日の中国における発生を踏まえ、「中国におけるアフリカ豚コレラの発生に伴う豚及びいのししの所有者への飼養衛生管理基準遵守の再徹底について」（平成 30 年 8 月 3 日付け 30 消安第 2532 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）により、豚及びいのししの所有者に対する飼養衛生管理基準の遵守をお願いしてきたところです。

今般、動物検疫所において、中国からの旅客の携帯品から収去した畜産物（豚肉ソーセージ）に対し、アフリカ豚コレラウイルスの遺伝子検査を実施したところ、陽性が確認されました。その概要は別紙 1 のとおりです。

つきましては、アフリカ豚コレラの我が国への侵入防止に万全を期すため、生産者、畜産関係者等に対し、畜産関係者等の海外渡航自粛、衛生管理区域への病原体の持込み防止と消毒、早期発見及び早期届出等に関して、改めて指導の徹底をお願いします。

特に、今般の事例を踏まえ、アフリカ豚コレラウイルスの特徴に鑑み、豚及びいのししの所有者に対して、生肉を含み、又は含む可能性がある飼料を給与する場合は、加熱処理（摂氏 70 度以上で 30 分間以上又は摂氏 80 度以上で 3 分間以上）が適切に行われたものを用いるよう、改めて指導徹底をお願いします。その際は適宜、別紙 2 の資料及び当省ホームページで公開しております動画等を御活用ください。

今後も海外におけるアフリカ豚コレラの発生状況等の最新の情報を当省ホームページ等を通じて積極的に公表してまいりますので、関係者の指導等に御活用ください。

なお、動物検疫所では、旅行客を対象とした空港及び港における手荷物の検疫等を強化しているところですが、今回の遺伝子検査の陽性事例を受け、改めて関係機関への情報提供・注意喚起を行い、水際対策を徹底していることを申し添えます。

(別紙1)

平成30年10月22日
消費・安全局動物衛生課

中国からの旅客の携帯品における
アフリカ豚コレラ (ASF) 遺伝子検査陽性例について

- 10月1日(月)到北京から新千歳空港に到着した旅客の携帯品から収去した豚肉ソーセージ(1.5kg。一定の加熱がされている模様。)について、18日(木)に動物検疫所においてASFの遺伝子検査(PCR)を実施したところ、ASFウイルスの遺伝子が確認。
- このため、19日(金)に実施したシーケンス(PCR増幅産物の遺伝子配列の解析)の結果、PCR産物の配列が現在までに中国、ポーランド、エストニア、ロシア及びジョージアで分離された株と100%一致し、これらの株と近縁であることが明らかとなった。
- 今後は農研機構 動物衛生研究部門において、感染力のあるウイルスが存在するかを確認するため、ウイルス分離を実施(結果は2~4週間後に出る見込み)。
- 農林水産省としては、本年8月3日に初めて、中国においてASFが確認されて以降、動物検疫を強化するとともに、注意喚起を行ってきており、今回の確認を受け、関係省庁に情報提供し、水際検疫の再強化を図っているところ。
- また、都道府県や養豚関係団体を通じて、生産者に対して情報を提供し、農場への侵入防止のため飼養衛生管理基準を遵守するよう改めて指導しているところ。

(検体写真)



予防対策の重要ポイント

【衛生管理区域】



車両消毒

豚舎



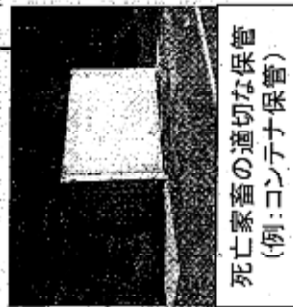
壁や金網の破損修繕



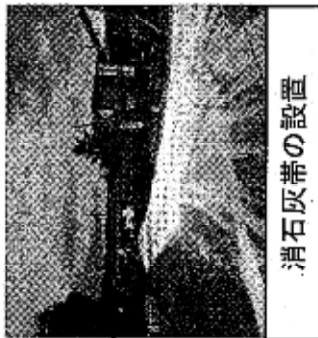
消毒の実施



専用の服や靴の使用



死亡家畜の適切な保管
(例:コンテナ保管)



消石灰帯の設置



野生動物侵入防止
(例:フェンス設置)



野生動物侵入防止
(例:ネット設置)



① 人・物・車両によるウイルスの持込み防止

- ・衛生管理区域、豚舎への出入りの際の洗淨・消毒の徹底
- ・衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用の徹底
- ・人・物の出入りの記録
- ・飼料に肉を含み、又は含む可能性があるときは、あらかじめ摂氏70度・30分間以上又は摂氏80度・3分間以上の加熱処理を徹底

② 野生動物対策

- ・飼料保管場所等へのねずみ等の野生動物の排せつ物等の混入防止
- ・豚舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・死亡家畜の処理までの間、野生動物に荒らされないよう適切に保管

豚及びいのししに飼料を給与する際の注意点

食料の原料を把握しましょう（特に、食品残さ）
食品残さにより、アフリカ豚コレラや豚コレラに感染する可能性があるため、加熱不十分な肉を含む可能性を確認しましょう



加熱不十分な肉を含む可能性がある場合は、
加熱処理（摂氏70度・30分以上又は摂氏80度・3分以上）することが求められています

70℃・30分以上
または
80℃・3分以上



既に加熱処理されている食品残さを飼料として給与する場合は、入手先へ確認等することにより、加熱不十分な肉が含まれていないことを確認しましょう

海外では、違法に持ち込まれた畜産物によってアフリカ豚コレラが発生した事例があることから、海外から不法に持ち込まれる畜産物が飼料として与えられることがないよう注意しましょう



豚コレラ・アフリカ豚コレラの侵入防止対策を徹底しましょう!

本年9月、日本において26年振りに豚コレラが発生しました。近隣国では、豚コレラ及びアフリカ豚コレラの発生が継続しており、侵入リスクが高い状況が続いています。

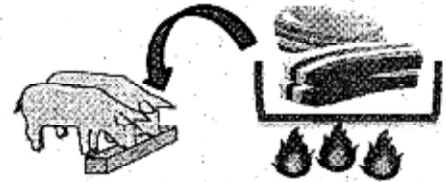
衛生管理を徹底しましょう!



関係者以外の農場への立入を禁止



農場に出入りする際には、消毒を実施



飼料に生肉を含む又は含む可能性がある場合は、十分に加熱処理

異状を発見したら直ちに通報しましょう!

豚コレラ

2018年9月
日本で発生

特徴的な症状が無く、気がつきにくい疾病です!

発熱、食欲不振、元気消失等、うずくまり、便秘に続く下痢、呼吸障害等



うずくまり



豚房の隅に集まるパイルアップ



目やに

写真出典: 国立研究開発法人農業食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部

重症例は後躯麻痺・運動失調・四肢の激しい痙縮などの神経症状、皮下出血による紫斑(耳翼、尾、腹部、内股部)を呈し死亡。

アフリカ豚コレラ

2018年8月以降
中国で発生継続

病状は多岐に渡り、甚急性では突然死亡、急性では発熱が見られます。



死亡



チアノーゼ

病状は多岐に渡り、甚急性、急性、亜急性、慢性の症状を示す。甚急性では突然死亡、急性では発熱(40~42℃)、皮下出血、脾臓の腫大、粘血便、チアノーゼ等を呈し、死亡率は100%に近い。

写真出典: 国立研究開発法人農業食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門

